

改 正 案	現 行
<p>附 則 （固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法附則第十五条第三項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。</p> <p>一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、若しくは増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設に該当するものであること。</p> <p>ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>○</p> <p>（1） その容積が五千立方メートル以上のものであること。</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>ヘ 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>（1） その容積が三千立方メートル以上のものであること。</p> <p>（2）〜（4）（略）</p>	<p>附 則 （固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法附則第十五条第三項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。</p> <p>一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、若しくは増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>○</p> <p>（1） その容積が三千五百立方メートル以上のものであること。</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>ホ 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>（1） その容積が千六百立方メートル以上のものであること。</p> <p>（2）〜（4）（略）</p>

- ト 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。
- (1) その床面積が千五百平方メートル（当該一般倉庫の階数が二以上のものにあつては、三千平方メートル）以上のものであること。

(2)・(3) (略)

二 道路法第三条第一号に掲げる高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち物資の流通の拠点となる区域として国土交通大臣が総務大臣と協議して指定する区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ (略)

ロ 前号ロからニまでに掲げる要件に該当するものであること。

ハ 冷蔵倉庫にあつては、前号へに掲げる要件に該当するものであること。

ニ 一般倉庫にあつては、前号トに掲げる要件に該当するものであること。

- ヘ 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。
- (1) その床面積が八百五十平方メートル（当該一般倉庫の階数が二以上のものにあつては、千六百平方メートル）以上のものであること。

(2)・(3) (略)

二 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項に規定する流通業務地区又は都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業が行われる土地の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ (略)

ロ 前号ロ及びハに掲げる要件に該当するものであること。

ハ 冷蔵倉庫にあつては、前号ホに掲げる要件に該当するものであること。

ニ 一般倉庫にあつては、前号へに掲げる要件に該当するものであること。

三 都市計画法第七条第三項に規定する市街地調整区域の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ 前号イ及びロに掲げる要件に該当するものであること。

ロ 冷蔵倉庫にあつては、その容積が四万立方メートル（当該冷蔵倉庫が第二項に規定する法人により新設され、又は増設されたものである場合にあつては、千六百立方メートル）以上のものであり、かつ、第一号ホ(2)から(4)までに掲げる要件に該当するものであること。

ハ 一般倉庫にあつては、その床面積が一万平方メートル（当該一般倉庫が第二項に規定する法人により新設され、又は増設されたものである場合にあつては、八百五十平方メートル（当該一般倉庫の階数が二

4・5 (略)

6 法附則第十五条第三項に規定する流通機能の高度化に寄与する上屋として政令で定めるものは、関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された上屋（貨物の保管の用に供する部分に限る。）であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 (略)

二 第三項第一号ハ及びニに掲げる要件に該当するものであること。

三 その床面積が千五百平方メートル（当該上屋の階数が二以上のものにあつては、三千平方メートル）以上のものであること。

四・五 (略)

7
74 (略)

4・5 (略)

以上のものにあつては、千六百平方メートル）以上のものであり、かつ、第一号へ(2)及び(3)に掲げる要件に該当するものであること。

6 法附則第十五条第三項に規定する流通機能の高度化に寄与する上屋として政令で定めるものは、関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された上屋（貨物の保管の用に供する部分に限る。）であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 (略)

二 第三項第一号ハに掲げる要件に該当するものであること。

三 その階高及び床面積がそれぞれ四メートル以上及び八百五十平方メートル（当該上屋の階数が二以上のものにあつては、千六百平方メートル）以上のものであること。

四・五 (略)

7
74 (略)

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲等）</p> <p>第二条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）</u> <u>第二条第十一号に規定する中小企業者が、他の事業者との連携により実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業</u>についての計画であつて同法第四条第一項の認定を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）<u>に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</u></p> <p>二～四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（業務の範囲等）</p> <p>第二条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（流通政策課の所掌事務）</p> <p>第九十条 流通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で経済産業省の所掌に属するものに関すること（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（商業課の所掌事務）</p> <p>第六十二条 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること（中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業に関するに限る。）。</p>	<p>（流通政策課の所掌事務）</p> <p>第九十条 流通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（商業課の所掌事務）</p> <p>第六十二条 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六五号）の施行に関すること。</p> <p>五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十三（略）</p> <p>二十四 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二十五～五十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（貨物流通施設課の所掌事務）</p> <p>第四十七条 貨物流通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七（略）</p> <p>八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局及び政策統括官</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十三 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第二</p> <p>条第三項に規定する流通業務効率化事業であつて道路運送を一体的に行う事業を含むものに関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二十四（略）</p> <p>二十五～五十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（貨物流通施設課の所掌事務）</p> <p>第四十七条 貨物流通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 中小企業流通業務効率化促進法第二条第三項に規定する流通業務効率化事業であつて道路運送を一体的に行う事業を含むものに関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>八（略）</p>

の所掌に属するものを除く。)

(開発課の所掌事務)

第百六十条 開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること
(港湾流通拠点地区に関することに限る。)

六・七 (略)

(開発課の所掌事務)

第百六十条 開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五・六 (略)

改 正 案	現 行				
<p>（分科会）</p> <p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 168 1045 1070"> <tr> <td data-bbox="159 168 1045 369"> <p>中小企業経営 支援分科会</p> </td> <td data-bbox="159 369 1045 1070"> <p>一 （略）</p> <p>二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号） （下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第四条第四項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> </td> </tr> </table>	<p>中小企業経営 支援分科会</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号） （下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第四条第四項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>（分科会）</p> <p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 1160 1045 2063"> <tr> <td data-bbox="159 1160 1045 1361"> <p>中小企業経営 支援分科会</p> </td> <td data-bbox="159 1361 1045 2063"> <p>一 （略）</p> <p>二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号） （下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第四条第四項及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> </td> </tr> </table>	<p>中小企業経営 支援分科会</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号） （下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第四条第四項及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>中小企業経営 支援分科会</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号） （下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第四条第四項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>				
<p>中小企業経営 支援分科会</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号） （下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第四条第四項及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>				

中小企業分野 等調整分科会	一・二 (略)
------------------	------------

2
6 (略)

中小企業分野 等調整分科会	一・二 (略)
------------------	------------

2
6 (略)